

広島県告示第八百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県呉市倉橋町尾立、同町宇和木、同町重生、同町灘、同町大向、同町西宇土、同町須川、同町尾曾郷、同町石原、同町上河内、同町松原、同町オノ木、同町室尾西、同町室尾東、同町海越、同町鹿老渡、同町鹿島上、同町鹿島中、同町鹿島下、同町大迫及び同町小林地内
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	区域の名称
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
区域の表示	区域の表示
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
柳A（七〇五）	柳A（七〇五）
宇和木六五二一（六九七六一）	宇和木六五二一（六九七六一）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
宇和木六五二一（六九七六一）	宇和木六五二一（六九七六一）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
宇和木六五二一（六九七六一）	宇和木六五二一（六九七六一）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
灘光ヶ瀬（六五七九）	灘光ヶ瀬（六五七九）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
小塚A（一四七七）	小塚A（一四七七）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
下岩畔（一五三〇―一五三〇―一）	下岩畔（一五三〇―一五三〇―一）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
下岩畔（一五三〇―一五三〇―一）	下岩畔（一五三〇―一五三〇―一）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
草卸A（一四七九）	草卸A（一四七九）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり
草卸A（一四七九）	草卸A（一四七九）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり

区域の表示及び法第九條第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

洲崎(六八 九一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	洲崎(六八 九一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
洲崎(六八 九一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	洲崎(六八 九一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西深見(一 五三五―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西深見(一 五三五―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西深見(一 五三五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西深見(一 五三五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西深見(一 五三五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西深見(一 五三五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
藻浦(五〇 二七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	藻浦(五〇 二七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
尾立(六五 八二―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	尾立(六五 八二―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
尾立(六五 八二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	尾立(六五 八二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
藻浦奥(七 一五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	藻浦奥(七 一五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
尾立(六五 八二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	尾立(六五 八二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
尾立(七一 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	尾立(七一 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
尾立(六五 八四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	尾立(六五 八四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
納(六九六 八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	納(六九六 八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
納(六九六 八一―八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	納(六九六 八一―八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
納(六九六 八一―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	納(六九六 八一―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
納(六九六 八一―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	納(六九六 八一―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
大白明川右 支川(六五 二二)	土石流	次の図のとおり	大白明川右 支川(六五 二二)	土石流	次の図のとおり

旭川(五八四一二)	旭川(五八四一二)	倉西川(五八七)	倉南川(五八八)	倉南川支川(五八九)	瀬郷川(五九〇)	東須川(五九一一)	東須川(五九一二)	東須川(五九一三)	東須川(五九一四)	東須川(五九一五)	東須川(五九一六)	西須川(五九一七)	西須川(五九一八)	西宇土川(五九一九)	白石川(五九二〇)	西宇土西川(五九二一)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
		倉西川(五八七)	倉南川(五八八)	倉南川支川(五八九)	瀬郷川(五九〇)	東須川(五九一一)	東須川(五九一二)	東須川(五九一三)	東須川(五九一四)	東須川(五九一五)		西須川(五九一七)			白石川(五九二〇)	西宇土西川(五九二一)
		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流			土石流			土石流	土石流
		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり

家ノ元川（ 六三四）	土石流	次の図のとおり	家ノ元川（ 六三四）	土石流	次の図のとおり
碓ノ元川（ 六三三）	土石流	次の図のとおり	碓ノ元川（ 六三三）	土石流	次の図のとおり
鹿島川二（ 六五一〇）	土石流	次の図のとおり	鹿島川二（ 六五一〇）	土石流	次の図のとおり
家入元川（ 六三二）	土石流	次の図のとおり	家入元川（ 六三二）	土石流	次の図のとおり
鹿島東郷川 （五〇七六）	土石流	次の図のとおり	鹿島東郷川 （五〇七六）	土石流	次の図のとおり
宮の口川（ 六三一）	土石流	次の図のとおり	納川（五六 一隣）	土石流	次の図のとおり
納川（五六 一隣）	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。